

横浜市附属機関設置条例（抜粋）

平成 23 年 12 月 22 日

条例第 49 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担当事務）

第 2 条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第 3 条 附属機関の委員(臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	横浜市税制調査会	横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等についての調査審議に関する事務	10 人以内